

# 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法

(平成一四年七月二六日法律第九四号)

## 一、提案理由(平成一四年六月七日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣

……………(略)……………

引き続きまして、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今般の特殊法人等改革において、石油公団及び金属鉱業事業団の事業及び組織形態については抜本的な見直しを行うことが求められてきたところでありますが、石油天然ガス及び金属鉱産物の安定的な供給を確保するための必要な事業等は引き続き実施していくことが重要であります。

本法律案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律案に基づき金属鉱業事業団が解散し、石油公団がその業務の一部を廃止することに伴い、それらの業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立するため、必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、石油天然ガスの探鉱等及び金属鉱物の探鉱に必要な資金の出資と債務の保証、それらの鉱物資源に係る技術の実証及び指導、国が備蓄を行っている石油及びその備蓄施設の管理の受託、金属鉱産物の備蓄、金属鉱業の鉱害の防止等の業務を行うことといたします。なお、石油等の開発に係る債務保証については、債務保証のための信用基金を設け、これに基づき一定の限度を設けることといたします。

第二に、本機構はこの法律の公布の日から一年九カ月以内に設立することといたします。

第三に、本機構設立後、石油公団が廃止されるまでの間は、同公団の既存契約に係る出資・債務保証については、同公団の臨時の業務として行われるため、本機構の出資・債務保証業務の対象としないことといたします。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、これら二つの法律案について、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年七月五日)

谷畑孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律に基づき金属鉱業事業団及び石油公団が廃止されるこ

とに伴い、それらの業務等を承継する独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立するための措置を講じようとするものであります。

両案は、去る六月六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同月七日平沼経済産業大臣からそれぞれの提案理由の説明を聴取し、同月十二日より質疑を行いました。七月二日には参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、本日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、それぞれ採決を行った結果、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年七月一九日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

……………（略）……………

次に、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法案は、金属鉱業事業団の廃止及び石油公団の業務の一部廃止に伴い、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を設立し、必要な規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、石油の自主開発と石油公団との関係、国家石油備蓄事業の在り方、特殊法人等への天下り問題等について熱心に質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の緒方委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。